

## 共済証書担保（プロパー資金）

（平成 23 年 10 月 3 日現在）

商品名	共済証書担保
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人であること。</li> <li>○ 当 J A の組合員及び組合の地区内に住所を有する方。</li> <li>○ 共済契約者である方。または、その同居家族の方。</li> <li>○ お借入時の年齢が 20 歳以上であり、最終償還時の満年齢が 75 歳を超えないこと。</li> <li>○ 当 J A との取引実績があり、信用状況が良好である方。</li> <li>○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>
お使いみち	○ ご本人または同居のご家族が必要とされる生活向上資金とします。
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 借入申込時の共済契約解約返戻金の 80%以内とし、千円単位とします。ただし、共済証書貸付の限度額に準じることとします。</li> <li>○ 当該共済を担保として既往貸付がある場合には、その元利金を差引いた額とします。</li> </ul>
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7 年以内とします。</li> <li>○ ただし満期のある共済契約については、満期日の翌日（契約応答日）までとします。終身共済では主契約の払込終了日まで、年金共済では年金支払開始日の前日までとします。</li> </ul>
お借入利率	○ <b>【固定金利型】</b> 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 元利均等返済、元金均等型返済、および期日一括型返済とし、次の返済方法によります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①毎月返済</li> <li>②3 ヶ月返済</li> <li>③6 ヶ月返済</li> <li>④12 ヶ月返済</li> </ul> </li> <li>○ 利息の徴収方法は後取りとします。</li> <li>○ 返済は自動引落とし約定に基づき、貯金口座からの振替により行います。ただし、貯金残高不足の場合の一部引落は行わないものとします。</li> </ul>
担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共済契約に基づく共済金請求権、解約返戻金請求権などの一切の金銭債権に対して質権を設定することとし、原則として確定日付を徴するものとします。</li> <li>○ 共済証書担保貸付では、共済契約に基づく請求権の全てに質権を設定することとしますが、組合員の利益保護の観点から、入院、手術、共済掛金の払込免除の対象となる後遺障害等の保障にかかる請求権については組合の権利行使を留保します。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共済契約に基づく共済金請求権、解約返戻金請求権などの一切の金銭債権の有する全ての者を連帯保証人とします。</li> <li>○ ただし、生命共済の被共済者だけに該当する者からは、担保差入の同意を得るのみとします。</li> </ul>
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（事務所）または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	<p>また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県 J Aバンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A金融共済部または富山県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記富山県 J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>